

方法としての比較と論点

本稿において、筆者が非常に参考になったのは、方法としての比較を徹底化するという理論構築のやり方である。その方法は、ある歴史的過程がなぜ生じたかという問題と、現在何が生じているのかを結びつけるために有益である。以下では、その方法を雇用システム論の論述を追いながら明らかにしていく。最後にそのアプローチにおける限界のようにみえる点について、論点として提示する。

ところで、社会科学の議論において比較という手法は未だ有効な手段となっている。それは、因果を分析の対象とする際に、比較をすることで、なぜある事象が生じたか(しなかったか)を特定可能になるためである。このような他行為可能性のもとでの因果性理解は、社会科学のなかで一定の妥当性を持ち、同時に比較という方法の有効性を担保している。また、比較は自明性を崩し問い生成の機能も担う(猪飼 2019)。比較の重要性とは、通念に対しての問いが生成され、それを因果的に解き明かすことが可能になるという点で重要なのである。

とりわけ使われる手法が、通時的な比較と共時的な比較である。具体的には、国際比較と歴史研究の二つが採用されることが多い。大まかに言えば、『雇用システム論』は 20 世紀の雇用諸制度を対象とした分析をおこなう際に、この二つの比較を用いている。しかしながら、静態的で平板になりがちな国際比較による類型化や、史実の列挙に陥りかねない歴史叙述の罨を回避し、一貫した理論と分析による説明を日本的雇用システムという対象に与えている。このような説明が可能になっているのは、佐口が歴史の流れに存在するさまざまな分岐を執拗に辿りながら、その都度ごとになぜ他の何かではなく、当のそれが選ばれたのかを明らかにすることを課し続けてきたからである。

具体的な「雇用システム論」の論述に戻ろう。まず、比較は共通性を特定したうえで、差異が見つけられなければならない。ここで共通性を担うのは、大企業体制、大量生産方式、産業民主主義という 20 世紀の先進諸国が直面した環境条件と、それに対応した形で生じた成人男性中心の長期的雇用である。この具体的で共時的な「ゆるい共通性」を基盤として、高い抽象性を持たせた「制度としての雇用」という概念設定と、それが持つ困難性をどのように克服していったかという形で、日本の歴史分析に落とし込まれる。つまり、日本では、三つの難関と亀裂への対処を通じて実際に具現化された雇用諸制度として、賃金制度、雇用調整制度、採用制度、退職制度、非正規雇用、女性雇用が分析されることとなる。

そして、雇用諸制度は、特性の記述、相互補完関係と脆弱性の指摘、歴史的経路の概観、変容の可能性という順番で圧縮して論じられ、具体的な時間と場所を打刻された日本的雇用システムの生成・機能・変容が明らかにされる。また、関連領域として雇用関連政策と労使関係についても、雇用諸制度との相互補完、脆弱性、歴史的経路、変容の可能性が合わせて明らかにされる。このような論述は、アドホックに理論を用いてスタイライズされた事実の当てはめをおこなったことで成立したわけでは全くない。むしろ、請負(と奴隷)との対比で雇用制度に内包する問題を析出したように、さまざまな雇用諸制度のうちにある多様なありえた形が、なぜそれではなく、これなのかという問いを立て解くことによって、理論が構築されている。言い換えれば、雇用システム論の議論構成は、日本的雇用システムを他の可能性に対して相対化したうえで、選び取られたものを理論的・歴史的に追尾するという形になっているのである。

以上の論理は、姉妹編となる2015年の『「日本的雇用システム」の生成と展開』に、より鮮明に見られる。諸主体の合意だけでなくコンフリクトなども含めた「選択されなかった道」をたどることは、歴史のifを検討し、近未来への問いを可能にする資源として、つまり歴史から現在を照射するための枠組みとして重要となっている。選択されなかった道を見ていくことで、諸主体の試行錯誤を現代の問題に直結させることは禁欲しながら、脆弱性の噴出とそれを回避するメカニズムの導出や、現在の問題に対処可能性をもつ制度進化を剔出することが可能になっている。

とはいえ、これまで開示してきた佐口の方法は、歴史の分析に強い力を発揮しているが、現在の事例検討の際には困難が生じうるのではないだろうか。そのことは、漸進的な変化への対応として着目していた地域雇用政策と、劇的な変化として描き出される近未来との関連に見出される。端的に言えば、近未来の想定シナリオの複数性と、シナリオ間の関連性があまりよくわからないという疑問である。そしてその原因としてありうるのが、方法としての比較が、現在生じている事例の検討に、そのままでは有効ではない可能性である。

方法としての比較は、制度として多様でありえた可能性を掬い取りつつ、選択の収束を問うことで、なぜある時点で制度が生起し機能したのかについての説明をあたえるものである。これを空間的に行うのが、国際比較の一つのやり方であり、時間的におこなうのが、歴史分析である。雇用システム論は、二つを組み合わせ、日本的雇用システムの生成・機能・変容が明らかにされている。とはいえ、重点が置かれているのはあくまで歴史分析にある。国際比較の本格的な検討は未だ行われているとは言えず、各国の多様な制度経験

佐口和郎, 2018, 『雇用システム論』有斐閣.

文責：一橋大学大学院 博士後期課程 盛田賢介

を考慮した本格的な研究は今後の課題だろう。しかし、そのプロジェクトが完遂したとしても、近未来の予測は未だ困難でありうる。なぜなら、日本的雇用システムに非連続的な変化が生じているという本稿の説明は、それが妥当である限りにおいて、一定程度の制約を引き継いだうえで新たな制度進化を生みださざるを得ないが、どれが選択されるのかについて理論の内部から決定することができないためである。

ただし、そもそもそんなことが可能な理論や分析は社会科学を見渡しても、ほとんど存在しない。したがって、現在生じている事象を、これまでの分析との関連でとらえることによって、妥当なシナリオを構成することが求められる。そのシナリオの一つが、地域雇用政策に関する議論であった。佐口(2011)で日本的雇用システムに対して外生的ショックを与えるものとして地域雇用政策が事例をもとに論じられ、9章において雇用関連政策の不連続的な変化として見出された。このシナリオは、「21世紀の雇用が、社会の分断や亀裂を回避する制度としても機能し続け、さらには一企業を超えた、しかも生活保障にかかわる組織も含めた地域的ネットワークのなかで機能しえていく姿」(佐口 2005:14)を、具体的な事例の検討をもとに描くことで成り立っていた。

しかし、終章の劇的な変化シナリオと、日本的雇用システムの非連続性からの漸進的な変化シナリオは整合的ではなく、錯綜した複雑な展望が終章で述べられる。Uberなどの「大衆化したインディペンデントコントラクター」の広がりや検討課題となり、雇用から引きずる制約と、新たな可能性が述べられる。また、AI、IoT、ブロックチェーンの進展から「働くことと生活維持機能の実現」が切断され得る可能性と、情報通信技術の指数関数的進展が社会の可能性を増大させる点について書かれている。

当然「近未来の雇用・働き方を一元的に描くことは不可能」(223)な点について同意できる。しかし、問題は未来予測の正しさという次元ではないし、終章で取り出された可能性や制約の具体的問題でもない。歴史的変動から取り出された制約条件や制度の慣性と、現在生じている事象の分析・理論化が十分に連関していないように読めてしまう点にある。そして、それは歴史分析の際に用いた方法がゆえではないか。なぜなら現在生じている現象を分析する方法については、他でありえた可能性に開きつつ、実際に選ばれたものの合理性を分析するという手法は困難に陥らざるを得ないためである。なぜなら、未だ何も選ばれていない現在という地平にわれわれは立っているからだ。したがって、制約要件を超えて、歴史分析を現在に接続し、近未来の可能性の見通しをよくするには、事例分析の際に、異なった方法が求められるように思える。(論点①)制度を構成し、同時に規定され得

佐口和郎, 2018, 『雇用システム論』有斐閣.

文責：一橋大学大学院 博士後期課程 盛田賢介

る諸主体をどのように位置づけるか？

さらに、問題が雇用に関する点に収まるのか、あるいは雇用—請負による生活保障が現在の変動の焦点であるかについても議論がなされる必要がある。「福祉と雇用の融合」や地域雇用政策の進化において、いかにきめ細かくコーディネートし、雇用創出も含む新たな社会契約を実現したとしても、請負の一般化、ICT 技術の指数的変化に見られるような、「働くことと生活維持の実現の切断」という事態の広範化に対処可能だろうか。あるいは現在生じているもちろん問いは開かれている。しかし、雇用側からの格差貧困研究への貢献として雇用可能なことや制約のみならず、理論上不可能なことを突き詰めておくという選択肢もありうるのではないか(論点②)。

最後に、筆者の研究対象である刑事司法や刑事手続きを受けた人への支援においては、雇用促進策が制度的に進み、親方的なパーソナルな身元引受と労働供給が再注目され政策的に推進されているものの、その実態や機能についての分析はいまだに進んでおらず、ナイーブすぎるという感を否めない。こういった「遅れた領域」における労働への高すぎる期待は、もとよりそこに組み込まれない人や雇用促進策により制度によって疎外される人を再生産する。そもそも、犯罪をした人においては、マッチングについて強力な負のシグナルになるために、もとより男性であっても雇用による生活保障からはじかれる蓋然性が高かった。また、彼らには「瑕疵」があると想定されるために、社会の諸主体が訴える公正性の枠内に入りうるか不透明である。つまり、新たな秩序ができたところでアウトサイダーに置かれ続けることが想定される。限界事例としての犯罪者を考えると、広義の福祉社会による包摂のプログラムがどこまでの可能性を持ちうるかは、重要な検討課題になるように思える。(論点③)。

参考文献

猪飼周平編, 2019, 『羅針盤としての政策史——歴史研究からヘルスケア・福祉政策の展望を拓く』勁草書房.

佐口和郎, 2011, 「日本における地域雇用政策の進化と現状」『社会政策』2巻3号 pp.5-20.

———, 2015, 『「日本的」雇用システムと労使関係——戦後史論』連合総合生活開発研究所編『「日本的」雇用システムの生成と展開』連合総合開発研究所.